

## 第34回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年9月30日(金) 本社会議室	
委員	西谷隆亘(大学名誉教授)、篠原焔夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年度第1四半期の1者応札の状況について</li> <li>2. 平成28年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> <li>3. 平成28年度第1四半期における随意契約に関する点検について</li> </ol>	
1. 平成28年度第1四半期の1者応札の状況について	委員	機構事務局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具等の契約で1者応札と複数応札とでは、落札率に差があるのか。</li> <li>・機械設備点検では、毎年同じ業務発注しているところもあると思うが落札業者は同じか。</li> <li>・連続して受注することに制限を設ける、審議するようなプロセスはあるのか。</li> <li>・機械整備等の予定価格は、会社から聞いて予定価格を設定するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前は文具等は各事務所毎に調達してきたが、現在は各ブロック毎に単価契約を結んでいる。単純比較は難しいが、各現場の予定数量を合算した数量を示して入札しているので、業者はスケールメリットがあり、水資源機構も安価で購入できるメリットはある。</li> <li>・傾向として、同一業者が継続受注していると他の業者が参入しないという事はあろうかと思う。</li> <li>・業者を制限する事はできない。契約監視委員会の場合で案件を審議して頂く事となる。</li> <li>・機械の整備更新等の工数などは、特別調査として外注して見積もりを取っている。</li> </ul>
2. 平成28年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備点検などの場合は、同一メーカーでないといけない、やりづらいという事があるので保守点検を含めて契約するという話はなかったか。</li> <li>・そうすると機械・電気の点検業務の1者応札の件数は減ってくるのではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、保守点検を含めた契約を実施している。</li> <li>・現在、ゲートやダムのコピューター関係は、製作と複数年の整備・点検を加えて契約している。契約中</li> </ul>

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術管理室の補助業務では、理工学系の出身者を条件としている。必要なレベルであったか。</li> <li>・現場技術業務の項目で、内容が専門的であったという理由であるが、数値解析できる業者は日本に幾らもいる。</li> </ul>	<p>は1者応札の件数は見た目で減るが、次回更新時に1者応札が改善できるとは限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置されて直ちに職員の補助ができる人を求めている。土木等の基礎知識を備えていて、職員の指導がいないレベルの人材。ただそこだけに固執すると敬遠される理由にもなるので、今後の検討事項としたい。</li> <li>・専門的な業務内容であった事から、専門的なスキルのある技術者を配置できなかった。</li> </ul>
<p>3. 平成28年度第1四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時というのは、物が壊れたりどうしても修理する必要があるという事になるが、寿命とかを整理したものはあるか。</li> <li>・緊急性の判断は、どのレベルで判断しているのか。</li> <li>・事象発生前にやるべき判断してもいいのではないか。是非とも事前判断をしっかりと、大きな事象につながらないよう策をとって業務を適切に実施していただきたい。</li> <li>・資料の中に、緊急事案の発生時期や緊急事案と判断した時点など、時間軸が解るような情報を記載願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急案件は、故障というのが大きなきっかけで、必要に応じて直している。施設の管理指針を定め、いつ整備・更新するか状況を見て判断している。施設の故障等のデータは全て管理・蓄積し、必要に応じて管理指針の見直しもやっている。</li> <li>・通常の月点検、年点検で状態監視しているが、エンジニアリングジャッジとかの域まで達していない。やはり事象が発生してから判断している。</li> <li>・次回からの資料には、時系列で整理した情報を記載したい。</li> </ul>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明（内線 2251）

技術管理室担当課長 足達 謙二（内線 4631）